

2012.09.21：平成24年第3回定例会（第4号） 本文

○8番（吉田忠雄君）（登壇） 私は、**認第1号、平成23年度桜井市一般会計歳入歳出決算認定について、次の2点につき反対の立場から討論を行います。**

まず、1点目ですが、平成23年度の一般会計歳入歳出決算書には、第3款、民生費の3項、人権施策推進費の人権施策推進総務費、人権ふれあいセンター費、啓発推進費には、人権の名による同和対策事業に多額の税金が支出されています。同和対策事業としての国における特別対策事業はとっくに終了いたしました。そして、これまでの同和対策事業の促進や旧同和地区住民自身の努力によって、住宅や住環境に見られた劣悪な状況はなくなりました。したがって、行政がこれ以上特別対策を継続することは、行政自身が差別を固定化し、あるいは新しく作り出すことにもなり、旧同和地区内外を分け隔ててきた垣根を取り除いて、社会的交流を促進させるどころか、逆にそれを妨げることにもなります。公正で公平な市政を願う市民のためにも、一刻も早く同和行政を終結させるべきであります。

そして、もう1点は、第4款、衛生費の第2項清掃費の塵芥処理費にごみ焼却炉等長期運営管理委託料6億5,620万8,000円と、これについても多額の税金が支出をされています。これは平成20年に日立造船との随意契約の形で、14年8か月間に96億2,000万円の長期運営管理委託契約を結んで、それをさらに平準化し、それに伴って支出をされた金額であります。

私は平成19年9月定例議会において、当時ごみ焼却炉等長期運営管理委託とそれに伴う追加議案として、当時の市長から提出をされた一般会計補正予算（第2号）の118億8,000万円を限度額とする債務負担行為を計上する議案については、反対の態度表明をさせていただきました。

議会で15年間の債務負担行為が議決をされた後も、私はこのことに納得がいかず、その後開かれた議会ごとに、日立造船と14年8か月間の長期にわたる運営管理委託であり、今後、市民のごみに対する考え方や桜井市の人口の増減によるごみの量の変化、これからの経済情勢とそれに伴う市の財政事情を考えると余りにも長期でないかと、契約を白紙に戻すよう繰り返し主張いたしました。

実際、平成14年度から日立造船の流動式ガス化溶融炉が稼働し出してから、桜井市のごみ処理コストが非常に高くなりました。桜井市一般廃棄物処理基本計画にも、平成15年度の奈良県内の他市とのごみ処理比較で、ごみ処理量1トン当たりのごみ処理経費は5万1,049円と県内で3番目に高く、1年間の1人当たりのごみ処理経費は2万1,441円と一番高いと記述をされています。

また、桜井市が毎年発行しているごみレポートや、主要な施策の成果を見ますと、市内から出たごみの量は確実に減ってきています。例えば平成15年度に市内から1年間に

たごみの量は、燃やせるごみ2万1,311トン、燃やせないごみは2,083トンで、燃やせるごみと燃やせないごみの合計は2万3,394トンです。平成23年度は、燃やせるごみ1万6,305トン、燃やせないごみは1,484トンで、燃やせるごみ、燃やせないごみの合計は1万7,789トンです。平成23年度のごみの量を平成15年度と比較をすると5,605トンも減っています。燃やせるごみだけでも5,006トンも減っています。

ところが、平成15年度の1年間の1人当たりのごみ処理経費は1万9,466円に対して、平成23年度は2万1,740円と逆に増えています。桜井市の人口の減少は今後も避けられませんし、それに伴ってごみの量も減少することが予想されます。このままでは1トン当たり、あるいは1人当たりのごみ処理経費が今後も高くなっていきます。日立造船との長期運営管理委託契約は協議の上、見直すべきであります。

以上の理由で、私は平成23年度桜井市一般会計歳入歳出決算認定について、反対の態度表明を行うものであります。どうか、議員の皆さん方のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。討論を終わります。